

令和4年5月24日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

道岡建設工業株式会社

期間: 令和4年5月24日から令和4年7月23日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

道岡建設工業株式会社が、建設業許可部局より25日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長

山腰

祐司

(内線 2511)

総務部契約課建設専門官

濱口

哲至

(内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長

中川

勝文

(内線 6310)

総務部経理調達課長補佐

野口

道久

(内線 6313)

令和4年5月24日
近畿地方整備局

道岡建設工業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

道岡建設工業株式会社は、大阪市内の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構発注の工事において、建設業法第22条第1項及び同法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反したため、令和4年4月1日に建設業許可部局(大阪府)より25日間の営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

道岡建設工業株式会社が、建設業許可部局より25日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：道岡建設工業株式会社

大阪府堺市堺区石津町1-3-15-201

代表取締役 道岡 栄一

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年5月24日から令和4年7月23日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)